

「阿波あいネット」運営管理及びシステム利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人阿波あいネットが設置する徳島県全域を網羅する健康・医療・介護に関する地域連携ネットワーク「阿波あいネット」を安全かつ円滑に運営し、併せて情報連携システム内のデータの安全かつ適正な管理を図ることを目的に、必要な事項を定めるものである。なお、本規約は、施設とその施設に所属する医療・介護従事者の利用に関する事項を定めるものであり、住民又はその代理人の参加同意に関わる事項は別途定める。

(用語の定義)

第2条 この規約における用語の定義を、以下に定める。

| 用語 | 説明 |
|-------------|--|
| 当法人 | 一般社団法人阿波あいネットを指す。 |
| 当ネット | 当法人が運営する、健康・医療・介護に関する情報を徳島県全域で共有する地域連携ネットワーク組織である「阿波あいネット」を指す。 |
| 当システム | 当法人が構築・運用・管理する医療等に関する情報連携システムを指す。 |
| 提供事業 | 当法人の定款第4条第1項の第1号、第2号、第4号、第6号に掲げる以下の事業を指す。 (1) 医療等に関する情報連携システムの導入、整備、運用事業 (2) 医療等に関する地域連携ネットワークの普及、啓発事業 (4) 医療等に関する情報連携システムの利用者への教育、研修事業 (6) 他の地域の医療等に関する情報連携システムとの連携推進事業 |
| 個人情報 | 個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する、「個人情報」を指す。尚、死者の情報に関しては、「個人情報」に準じた取扱いをする。 |
| 住民 | 徳島県内に居住する者、徳島県内で勤労等の活動をする者又は徳島県の医療機関を受診する者を指す。 |
| 参加 | 住民が、当ネットへの参加を申し込み、登録が完了した状態を指す。 |
| 参加同意 | 住民が、当ネットで健康・医療・介護に関する情報を共有することに同意した状態を指す。 |
| 参加同意者 | 当ネットで健康・医療・介護に関する情報を共有することに同意し、当ネットに参加する住民を指す。 |
| 施設 | 健康・医療・介護サービスを提供する医療施設、介護施設等を指す。 |
| 利用 | 当システムを用いることを指す。 |
| 利用施設 | 当法人の提供事業に参加賛同し、当システムを利用する施設を指す。当法人の正会員でもある。 |
| 利用者 | 当法人社員及び職員並びに利用施設に所属する職員で、当システムを利用するためのアカウントが発行された者を指す。 |
| 協力施設 | 当ネットに参加し、当システムを一時的に利用しない施設を指す。 |
| 事務局 | 当法人の庶務を担う、当法人内に設けられた部署を指す。 |
| 問い合わせ窓口 | 当法人が設置した、住民や参加同意者から当ネットにおける個人情報の取扱いについての問い合わせ、相談及び苦情を受け付ける窓口を指す。 |
| 運用保守サービス事業者 | 当法人が提供事業を行うにあたって必要な業務を委託する事業者を指す。当システムの運用管理、当システムを構成する機器及びソフトウェアの保守、並びにクラウドサービスの提供を委託した事業者が該当する。 |

(適用範囲)

第3条 本規約は、当法人の提供事業に賛同し当システムを利用する施設及び利用者並びに運用保守サービス事業者に適用される。

(個人情報の取扱い)

第4条 当法人が取得した利用者の個人情報に関する取扱いについては、別途定める「個人情報取扱規約」に則って管理するものとする。

第2章 管理組織

(運営管理)

第5条 当法人の事業の統括及び当ネットの運営管理は当法人が行う。

(事業管理者)

第6条 当法人の提供事業を統括する事業管理者を当法人内に置く。事業管理者は理事長をもって充てる。

(運用責任者)

第7条 当法人の提供事業において扱われる当システム及び個人情報の運用を統括する運用責任者を当法人内に置く。運用責任者は理事長が任命する。

(監査責任者)

第8条 当法人の提供事業において扱われる当システム及び個人情報の適切な運用を監査する監査責任者を当法人内に置く。監査責任者は理事長が任命する。

(事業管理者の責務)

第9条 事業管理者は、当法人の提供事業を統括し、運営管理全般に責任を持つものとする。

2 事業管理者は、運用責任者を指揮命令し、当システムの適切なシステム管理及び個人情報を含む機密情報の適切な取り扱いを行う。

3 事業管理者は、監査責任者を指揮命令し、当システムの適切な運用を確認する内部監査を実施する。また、内部監査結果に基づき、不適切な利用がある場合はこれを改善する。

(運用責任者の責務)

第10条 運用責任者は、当システムの運用及び当システムにおいて扱われる個人情報を含む機密情報の管理について責任を持つものとする。

2 運用責任者は、情報セキュリティ規約において定める個人情報取扱統括責任者を指揮命令し、適切な個人情報の取扱を行う。

3 運用責任者は、情報セキュリティ規約において定めるシステム管理統括責任者を指揮命令し、当システムの適切なシステム管理、及び運用を行う。

4 運用責任者は、個人情報の取り扱いに関する問い合わせ、及び苦情を受け付ける相談窓口を設置する。

(監査責任者の責務)

第11条 監査責任者は、当システム及び当システムにおいて扱われる個人情報が適切に運用されているか確認する内部監査に責任を持つものとする。

2 監査責任者は、当法人が定める規約を遵守して当システム及び当システムにおいて扱われる個人情報が運用されているか内部監査を行う。

3 監査責任者は、内部監査において当法人が当システムの運用及び個人情報取扱のために定めた規約が、国の定める法律、及び各ガイドライン、ガイダンスを遵守しているか確認する。

4 監査責任者は、内部監査結果を事業管理者に報告する。

第3章 利用施設

(利用資格)

第12条 当システムを利用できる施設は、以下のいずれかを満たし、当システムの利用登録を完了した施設とする。

(1) 徳島県内にある施設で、かつ医療法における医療提供施設(病院、医科診療所、歯科診療所、介護老人保健施設、調剤薬局等)。

(2) 徳島県内にある施設で、かつ介護保険法における介護保険事業者(介護保険施設、居宅介護支援事業所、指定居宅サービス事業者等)。

(3) 上記(1)(2)以外に理事会が特に必要と認める施設、法人等。

2 当ネットの利用登録を完了した施設は、本規約の内容を承諾の上、当法人の会員として取り扱う。

(施設の責務)

第13条 利用者が当システムを利用するに際しては、本規約のほか当法人が別途定める「情報セキュリティ規約」を遵守しなければならない。

2 利用施設において情報セキュリティに関する規約を制定している場合、当法人と協議の上、当該利用施設の情報セキュリティに関する規約を準用することができるものとする。当該利用施設の規約を当システムの情報セキュリティ規約とする場合、当該規則の運用に関わる責任者及び担当者の氏名・役職を届け出なければならない。

(責任者とその責務)

第14条 当ネットに参加し、当システムを利用する施設の長は、当システムの安全な運用・管理のために情報セキュリティ規約において定めるシステム管理施設責任者及び個人情報取扱施設責任者を配置しなければならない。

2 当システムを利用する施設の長は、配したシステム管理施設責任者及び個人情報取扱施設責任者の氏名・役職を届け出なければならない。

3 システム管理施設責任者は、各種マニュアル・ガイドラインを施設内に設置し、利用者に対する教育を行う等、当システムが適切に運用されるようにしなければならない。

4 個人情報取扱施設責任者は、参加同意者及び参加同意を希望する地域住民のための説明文書等、同意内容説明に必要な資料を設置するとともに、利用者に対し個人情報の取り扱いに関する教育を行うなど、個人情報が適切に運用されるようにしなければならない。

5 個人情報取扱施設責任者は、個人情報漏えい時又は漏えいが疑われる場合、個人情報取扱統括責任者の指示に従い、自施設の状況調査、原因究明及び復旧管理を行う。

6 システム管理施設責任者、個人情報取扱施設責任者は、当システムの適切な運用を確認するための内部監査を行わなければならない。

(利用料)

第15条 利用施設は別に定める利用料を会費として支払うこととする。

(施設登録内容の変更)

第16条 利用施設は施設登録において申し出た内容に変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

(当ネットからの脱退及び除名)

第17条 当ネットからの脱退を希望する場合は、脱退希望月の一ヶ月前の末日までに、当法人に脱退の申し出を行うものとする。

2 当法人における脱退の事務処理が完了した時点で、当該施設の脱退が完了したものとする。

3 当法人は、利用施設が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用施設を除名することができるものとする。

(1) 本規約又は別に定める情報セキュリティ規約、個人情報取扱規約に重大な違反をしたとき。

(2) その他理事会が合理的に妥当であると認めたとき。

(利用期間)

第18条 理事会において施設利用申込書(別紙1)が受理されてから、脱退の申し出が受理されない又は理事会が利用施設を脱退させない限り継続されるものとする。

(利用者)

第19条 当システムを利用できる者は、当法人社員及び職員並びに利用施設に所属する職員で、アカウントが発行された者とする。

第4章 運用保守サービス事業者

(運用保守の委託)

第20条 当法人が、提供事業を行うにあたり必要と判断した場合、運用保守サービス事業者に必要な業務を委託する。

2 運用保守サービス事業者は、当システムの運用管理、当システムを構成する機器及びソフトウェアの保守、並びにクラウドサービスの提供事業を行う。

第5章 雑則

(当システムの機能・サービス内容の変更等)

第21条 当システムの良好な運用を維持するために必要な場合において、当システムに関する機能・サービス内容の変更又は停止を行う。

2 前項の規定により変更又は停止するときは、理事会に報告すると共に、利用施設に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他事業管理者が特に必要があると認めた場合には、この限りではない。

(本規約の変更)

第22条 当法人は、必要があると認めるとき、利用施設への事前の通知を行うことなく、本規約を変更できるものとする。

2 当法人は、規約変更後に変更内容を下記の方法で通知することとする。利用施設が利用を継続する限り、変更後の規約に同意したものとみなす。

(1) 阿波あいネットホームページ

(2) 利用施設での掲示

(3) 文書の配布、等

(免責事項)

第23条 当法人及び運用保守サービス提供事業者は、利用施設・利用者が当システムを利用したこと又は利用できなかったことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について原則責任を負わない。

2 当法人、及び運用保守サービス提供事業者は、当システムの停止・中止等により発生した利用施設・利用者の損害について原則責任を負わない。

(問い合わせ窓口)

第24条 住民や参加同意者からの問い合わせ及び苦情等の相談を受け付ける窓口を設置する。窓口の住所、電話番号については本規約第18条第2項に記載の方法又は説明文書で通知する

(管轄裁判所)

第25条 当システムの利用に関して現在及び過去に参加していた施設及びその利用者と当法人の間に生ずるすべての紛争については、当法人の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他必要事項)

第26条 本規約は当法人理事会において定めるものとする。また、規約の改定についても同様とする。

2 本規約に定めるもののほか、必要な事項については、理事会において定めるものとする。ただし、緊急その他、事業管理者が特に理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則 (平成30年8月8日制定)

本規約は、平成30年8月8日から適用する。

附 則 (令和2年11月2日制定)

本規約は、令和2年11月2日から適用する。



阿波あいネット 利用者申請書

一般社団法人阿波あいネット 理事長 殿

阿波あいネットの利用者につきまして、下記のとおり申請いたします。

記

申請年月日 : 西暦 年 月 日

所属施設名 : _____

社員の氏名 : _____
(一般社団法人阿波あいネットの入会申込書の申込者氏名)

連絡先 (システム管理施設責任者の連絡先)

電話番号 : _____

メールアドレス : _____

担当者氏名 : _____

利用者 (複数名の場合、別紙のとおり)

氏名 : _____

カナ氏名 : _____

性別 : 男性 女性 (該当する方を選択)

診療科名 : _____

救急利用 : なし あり (該当する方を選択)